

平成 2 1 年度 実施事業	事務事業名 亀田記念公園整備事業
-------------------	-------------------------

区分	番号	名 称
章	2	自然とともに暮らすまち
節	2	自然を生かした潤いのあるまちづくり
施策	1	人と自然が共生する潤いと安らぎのある環境の創出
小分類	3	水辺環境の保全・創造
主要な施策	2	自然環境と調和した親水空間の復元
事務事業番号	001	事務事業コード 22132001 事業開始年度 平成 1 3 年度 事業終了年度 平成 2 1 年度

会計種別 一般会計	予算書上の事務事業名
-----------	------------

部 名 都市整備部	グループ名 都市計画・公園 G
-----------	-----------------

統合前または名称変更前の事業名

事務事業の目的と成果

対象	(何を対象にまたは誰を対象にした事務事業なのかを具体的に記載ください) 亀田記念公園
手段 (事業の内容・活動)	(目指す姿を実現するためにどのような手法で行うのか、事業の内容を具体的に記載ください) (全体計画) ・多目的トイレの新設及び既存トイレの水洗化 ・身障者専用駐車場、バス・タクシー乗降場の新設 ・園路の勾配緩和、施設出入口の段差解消 ・照明灯、放送設備の充実 (平成 2 1 年度実施) ・駐車場 1,785㎡ ・照明灯 2基 ・総合案内板 1基
目指す姿 (成果)	(事務事業を実施することでどのような状態にしたいのか具体的に記載ください) 高齢者や障がい者など誰もが安全で快適に利用できる公園として、公園施設の充実やバリアフリー化を図る。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載ください) 登別市みどりの基本計画 北海道福祉のまちづくり条例

指標の推移

区 分		単位	区分	21年度 実績	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標
成果 指標	事業の進捗率	%	目標値	100				
			実績値	100				
			目標値					
			実績値					

事業費の推移

区 分			単位	21年度 決算	22年度 当初予算	23年度 見込	24年度 見込	25年度 見込	23～25年度 合計
事業 の 財 源 内 訳	国庫支出金	名称	千円						0
	道支出金	名称	千円						0
	地方債	名称	千円	19,900					0
	その他	名称	千円						0
	一般財源	名称	千円	35					0
合 計				19,935	0	0	0	0	0
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	1,547	0			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		1,547	0			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 高齢者や障がい者、子どもなど誰もが安全で快適に利用できる公園づくりが求められている。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 本事業の実施により、来園者の利便性が向上している。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのように向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 平成21年度で本事業を終了したが、適切な管理を行い、施設の機能維持を図る。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 平成21年度で本事業は終了した。

担当グループによる評価

終了	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	平成21年度で本事業は終了した。
----	----------------------	------------------

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

終了	備考
----	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）